

ものづくりマイスター 認定対象職種コード表

コード番号	ものづくりマイスター 認定職種名	技能五輪全国大会の競技職種 (33職種)
001	造園	造園
002	さく井	
003	金属溶解	
004	鑄造	
005	鍛造	
006	金属熱処理	
007	粉末冶金	
008	機械加工	精密機器組立て
		旋盤
		フライス盤
009	放電加工	
010	金型製作	
011	金属プレス加工	
012	鉄工	構造物鉄工
013	建築板金	
014	工場板金	自動車板金
		曲げ板金
015	めつき	
016	アルミニウム陽極酸化処理	
017	溶射	
018	金属ばね製造	
019	ローブ加工	
020	仕上げ	機械組立て
		抜き型
021	切削工具研削	
022	機械検査	
023	ダイカスト	
024	機械保全	
025	電子回路接続	
026	電子機器組立て	電子機器組立て
027	電気機器組立て	工場電気設備
028	半導体製品製造	
029	プリント配線板製造	
030	自動販売機調整	
031	産業車両整備	
032	鉄道車両製造・整備	
033	光学機器製造	
034	複写機組立て	
035	内燃機関組立て	
036	空気圧装置組立て	
037	油圧装置調整	
038	縫製機械整備	
039	建設機械整備	
040	農業機械整備	
041	冷凍空気調和機器施工	冷凍空調技術
042	染色	
043	ニット製品製造	
044	婦人子供服製造	洋裁
045	紳士服製造	

コード番号	ものづくりマイスター 認定職種名	技能五輪全国大会の競技職種 (33職種)
046	和裁	和裁
047	寝具製作	
048	帆布製品製造	
049	布はく縫製	
050	機械木工	
051	木型製作	木型
052	家具製作	家具
053	建具製作	建具
054	紙器・段ボール箱製造	
055	製版	
056	印刷	
057	製本	
058	プラスチック成形	
059	強化プラスチック成形	
060	陶磁器製造	
061	石材施工	石工
062	パン製造	
063	菓子製造	洋菓子製造
064	製麺	
065	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
066	水産練り製品製造	
067	みそ製造	
068	酒造	
069	情報配線施工	情報ネットワーク施工
070	建築大工	建築大工
071	枠組壁建築	
072	かわらぶき	
073	とび	とび
074	左官	左官
075	築炉	
076	ブロック建築	
077	エーエルシーパネル施工	
078	タイル張り	タイル張り
079	畳製作	
080	配管	配管
081	厨房設備施工	
082	型枠施工	
083	鉄筋施工	
084	コンクリート圧送施工	
085	防水施工	
086	樹脂接着剤注入施工	
087	内装仕上げ施工	
088	熱絶縁施工	
089	カーテンウォール施工	
090	サッシ施工	
091	自動ドア施工	
092	バルコニー施工	
093	ガラス施工	
094	ウェルポイント施工	
095	テクニカルイラストレーション	
096	機械・プラント製図	機械製図
097	電気製図	

コード番号	ものづくりマイスター 認定職種名	技能五輪全国大会の競技職種 (33職種)
098	金属材料試験	
099	貴金属装身具製作	貴金属装身具
100	印章彫刻	
101	表装	
102	塗装	
103	路面標示施工	
104	広告美術仕上げ	
105	義肢・装具製作	
106	メカトロニクス	メカトロニクス
107	電気溶接	電気溶接
108	電気	電気
109	自動車工	自動車工
110	車体塗装	車体塗装
112	時計修理	時計修理

※ 「111 ITネットワークシステム管理」は、ITマスター職種に移行するため、表中から削除(コードは欠番)

※ 申請するものづくりマイスター認定職種のコード番号は、保有する技能別に下記のとおり選択してください。

- ア 技能検定は上記コード表中欄各号に掲げる職種（以下「認定対象職種」という。）の特級又は1級若しくは単一等級の技能士
- イ 技能五輪全国大会の成績優秀者（銅賞まで）は、上記コード表の右欄に示された職種
- ウ 卓越した技能者（現代の名工）は、認定対象職種に該当する職種
- エ 高度熟練技能者は、認定対象職種に該当する職種
- オ 都道府県又は管内の地方自治体が行う熟練技能者表彰・認定制度のうち、技能検定1級又は単一等級と同等以上の技能を有している旨を都道府県が認定したものにより表彰・認定を受けた方は、認定対象職種に該当する職種
- カ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により、1級又は単一等級の技能検定の実技試験の免除を受けることができる方は、認定対象職種に該当する職種
- キ 認定申請要領別表第2の右欄の要件に該当する者は、同表左欄の職種に該当する職種